

廃棄物をめぐる裁判例

第1回 おからが産業廃棄物に当たるか

今回から、廃棄物をめぐる紛争について、裁判例を紹介していきたいと思います。第1回目は「おから」が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める「産業廃棄物」に該当し、これを無許可で受託処理した被告人が有罪とされたという刑事事件を紹介します。

(以下、上記法律を「法」と、また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」を「施行令」と表記します。)

最高裁平成 11 年3月 10 日決定(判例時報 1672-156)

【事案の概要】

被告人は、業者から「おから」(豆腐かす)の委託処理を受け、処理料金を徴収して収集し、被告人の経営する工場まで運搬した上、熱処理して乾燥させていた。この点について、県知事や市長の許可を受けていなかったため、被告人は、無許可で産業廃棄物の収集、運搬及び処分を業として行ったとして起訴された。1審、控訴審と有罪とされたため、被告人は、上告し、「おから」は、食用あるいは飼料・肥料等として広く利用されている社会的に有用な資源であって不要物ではなく、産業廃棄物に当たらないと主張した。

【裁判所の判断の要旨】

1. 施行令2条4号にいう不要物の定義

産業廃棄物について定めた施行令2条4号にいう不要物とは、自ら利用し又は他人に有償で譲渡することができないために事業者にとって不要になった物をいい、これに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の手扱い形態、取引価値の有無及び事業者の意思等を総合的に勘案して決するのが相当である。

2. 本件への当てはめ

「おから」は豆腐製造業者によって大量に排出されているが、非常に腐敗しやすく、本件当時、食用などとして有償で取り引きされて利用されるわずかな量を除き、大部分は、無償で牧畜業者等に引き渡され、あるいは、有料で廃棄物処理業者にその処理が委託されており、被告人は、豆腐製造業者から収集・運搬して処分していた本件「おから」について処理料金を徴していたのであるから、本件「おから」は同号にいう不要物に当たり、法2条4項(現行の2条4項1号)にいう産業廃棄物に該当する。

1 はじめに

廃棄物の適正な処理が、昨今、非常に重要な問題になっていることはいうまでもありません。廃棄物の適正な処理が行われず、土壌汚染、水質汚濁、大気汚染などの公害が発生するおそれがある、あるいは現に発生したとされる例もあります。また、廃棄物自体の減量化、再利用、リサイクルも極めて重要な課題となっています。

2 不要物の意義

法2条1項では廃棄物の定義をし、また、施行令においては、産業廃棄物の1つとして、食料品製造業、医療品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形の不要物(いわゆる「動植物性残さ」)が定められています(施行令2条4号)。廃棄物自体の定義においても、また、動植物性残さという産業廃棄物の定義においても、不要物という用語が用いられていますが、本件は、「おから」が施行令2条4号に規定された不要物といえるかの問題です。不要物に関する本決定の解釈は前記のとおりですが、その判断は、本決定が指摘するような種々の要素を総合的に考慮して決めるものであって、排出された時点で客観的に決められるものではないということになります。

3 「おから」が施行令2条4号にいう不要物かどうか

施行令2条4号が定める産業廃棄物としての動植物性残さの例としては、あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあらなどが挙げられています。「おから」は、良質なタンパクを大量に含むもので、かつては、食料、飼料、肥料として販売されてきましたが、現在では買い手も減って、ほとんどが無償で、あるいは処理料金を支払って引き取ってもらっているのが実情のようです。そうすると、残念ながら現在においては、有価物としては評価できず、したがって、不要物とされることが多いといわざるを得ないでしょう。

4 まとめ

産業廃棄物の収集または運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならないとされており(法 14 条1項本文)、これに反すると懲役や罰金の刑に処せられます(法 25 条1号)。本件では、被告人が「おから」の収集または運搬を業として行っていたことは明らかでしたから、「おから」が不要物かどうかという解釈によって、知事(当時の法によれば保健所を設置する市にあっては市長)の許可の要否が決まるというものでした。

ところで、本件の問題とは別に、不要物として扱われている「おから」を今後どう処理すべきかということも考える必要があります。循環型社会の形成をめざすための方策の一つとして、平成12年に、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(平成12年法律第116号)が制定されました。食品廃棄物の排出を抑え、再生利用を促進することを目的とするものです。今後は「おから」に止まらず、現在、不要物とされている廃棄物の資源化、有効利用、再生利用が格段に進むことを期待したいと思います。